高齢者活躍よりあいどころ事業を支援します

問 高齢福祉介護課 ☎65・7789

高齢者が寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点「よりあいどころ」の運営を支援します。

【補助対象者】
市内で「よりあいどころ」を運営する法人または団体

【補助対象事業】
原則として1回につき2時間以上で週1回程度かつ年間40回以上実施する事業。
事業開始初年度等は、この限りではありません。
※事業は毎回、高齢者5人以上で実施されることを原則とします。

運営費補助

【補助対象経費・補助金額】
よりあいどころの運営にかかる経費(人件費、報償費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、保険料、手数料等)
補助率 2分の1
補助限度額 5,000円/回
※毎回の参加人数がおよそ20人以上の場合は1回あたり1,000円加算します。
※毎回の事業時間がおよそ4時間以上の場合は1回あたり1,000円加算します。
※週3回を限度とします。

整備費補助

【補助対象経費・補助金額】
事業の実施に必要な備品等にかかる購入費および修繕費
補助率 2分の1
補助限度額 10万円
※1事業につき、3会計年度に1回とします。

共通事項

【申込み】
申請書を直接担当課まで提出してください。募集案内、申請書は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

自治会等が行う空き家の改修工事・除却工事に助成します

問 住宅課 ☎65・6533

地域の活性化を目的に、空き家の改修や空き家を除却して跡地の活用を行う自治会や市民活動団体に対して、経費の一部を助成します。

【対象者】
空き家の所在地の自治組織または市内に活動拠点を有する市民活動団体等

【対象事業】
空き家を改修または除却する工事で、次の用途に5年以上活用するもの

空き家を改修し、活用する場合
○サロンやカフェなどの交流施設
○子どもの居場所や学童保育などを行う子育て支援施設
○地元食材を活用した食堂施設や販売施設
○防災倉庫等地域の安全安心を確保するための施設
○地域の歴史や文化等を学び理解を深めるための施設
○その他市長が認める地域の活性化に寄与する施設

空き家を除却し、跡地を活用する場合
○ポケットパーク
○コミュニティガーデン
○バスやデマンドタクシーの待合所
○観光客や来訪者が利用できる無料駐車場
○その他市長が認める地域の活性化に寄与する用途

【助成額】
対象経費の2分の1(上限100万円)

【その他要件】
○申請者、空き家とその敷地の所有者等が市税等を滞納していないこと。
○同一の箇所に対し、他の助成を受けていないこと。
○申請者自ら行う工事か市内事業所が請け負う工事であること。
○助成対象年度の2月末までに工事を完了すること。

【事前登録の受付】
今年度募集が1件のため、助成希望者を対象に事前登録を受け付けます。
4月1日(木)～30日(金)に指定の登録シートを担当課まで提出してください。登録シートは担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
※登録者が複数の場合は5月7日(金)19時からの抽選会で申請者を決定します。
※期間内に事前登録がなかった場合は、随時先着順で申請を受け付けます。

空き家の改修・家財処分費用を補助します

問 住宅課 ☎65・6533

空き家の改修工事や家財処分に必要な経費に対して、補助金を交付します。

【対象者】
空き家の所有者(売買契約締結済の場合は売主)
※3親等以内の親族に賃貸(売却)する場合、法人および不動産業を営む人、市税滞納者、暴力団員は除きます。

【対象空き家】
1年以上居住者または利用者がない戸建て住宅で、令和3年度中に売買または賃貸借契約を締結する(した)空き家

【申請方法】
必要書類を添付し、事業着手前に直接担当課まで申請してください。

【対象事業・補助金額】
①空き家改修事業(10分の1 20万円)
②空き家家財処分事業(3分の1 10万円)
※( )内は補助率、補助限度額

【要 件】
○市内業者が請け負う事業
○令和4年2月末日までに完了する事業

商店街の空き店舗を活用して新規出店する人を募集します

問 商工振興課 ☎65・8766

中心市街地商店街の空き店舗を活用した新規出店で、エリアのにぎわい創出につながる事業に、必要な経費の一部を補助します。

【募集期間】
4月19日(月)～5月28日(金)

【対象者】
長浜市を活動の基盤とし、店舗を継続して経営する意欲のある人(個人、グループ、法人、新規創業、第二創業等の経営形態は問いません)

【対象事業等】
内装、設備等店舗の改修に要する工事費(外装の改修に係る工事費を除く)
補助率 2分の1
補助限度額 100万円

【その他】
新規出店にあたって、長浜商工会議所から店舗の経営相談など総合的なサポートを受けることができます。
※応募方法や出店場所など詳しくは、市ホームページまたは担当課までお問い合わせください。
※出店者は審査会により決定します。

すまいづくりをお手伝いします

問 住宅課 ☎65・6533

自らが住むために取得した戸建ての中古住宅または実家等を改修する場合、改修工事費の一部を助成します。

【対象者】
平成28年4月1日以降に、市内の助成対象住宅に転入・転居した(する)45歳未満の人
※居住者全員の所得の合計額が、1,200万円以下で、居住者全員が市税等を滞納していないことが条件です。

【対象住宅】
○申請者および配偶者の3親等以内の親族が所有する住宅
○平成28年4月1日以降に売買または賃貸借契約が成立した中古住宅

【対象工事】
令和4年2月末までに完了する税抜30万円以上の工事(市内に事業所等を有する事業者等が施行する未着手の工事)

【助成額】
工事経費の10%相当額
(上限20万円)
※満18歳未満の子を扶養し同居する場合、または65歳以上の親族が同居する場合に、それぞれ工事費の3.5%(上限各40万円)を上乗せして助成します。

【事前登録の受付】
4月1日(木)～15日(木)に指定の登録シートを担当課まで提出してください。
※登録者多数の場合は4月19日(月)19時からの抽選会で申請者を決定します。
※事前登録の助成額が予算額に満たなかった場合、抽選会は行いません。予算額に達するまで随時先着順で申請を受け付けます。